



年企発0331第1号
平成26年3月31日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について

「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

記

「厚生年金基金の予定利率の下限等について（平成9年3月31日企国発第23号）」の一部を次のように改正する。

別表に次を加える。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの日を基準日とする財政計算	0.7%
--------------------------------------	------